

## さいたま市職員互助会の事業概要について

さいたま市では、地方公務員法第5条第1項及び第41条の規定に基づき、職員の福利厚生事業の推進を図るため、さいたま市職員互助会を設置しております。

さいたま市職員互助会運営について、令和6年度は会員12,135人（令和6年4月1日現在）からの互助会費（掛金《給料月額の1,000分の5》）と利用者負担金及び公費（負担金《給料月額の1,000分の2》）を原資として実施しております。

主な事業は次のとおりで、給付事業は掛金を、福利厚生事業は負担金を原資として、会計区分が明確となるように分類しております。

給付事業…会員同士の相互扶助を行うため、慶弔や節目に対し、儀礼上の範囲内で祝金、見舞金、記念品等の給付を行っております。

(入学・卒業祝金、結婚祝金、出産祝金、葬祭料、弔慰金、弔慰金・葬祭料附加金、退会金、永年勤続給付、宿泊施設等利用給付、ワーク・ライフ・バランス支援給付)

福利厚生事業…会員同士の親睦と元気回復を目的とした事業を行っております。

(人間ドック等検査料助成、予防接種料助成、介護休暇見舞金、クラブ活動助成、自分磨き応援事業、Jリーグ・プロ野球観戦、ライフプラン事業、職員健康管理事業、各種優待制度等)

ーお問い合わせー

さいたま市職員互助会事務局

(総務局人事部職員課内)

TEL: 048-829-1096

FAX: 048-829-1998